## 「治療済届」について

医師から幼稚園への登園の許可が出ましたら、下記の「治療済届」を切り取り、1 枚ご記入の上、幼稚園へ提出下さい。

組 <u>病</u> 名

上記の病気を治療しておりました が全快し、登園しても差し支えが ないと医師から認められましたの で、お届けします。

 平成
 年
 月
 日

 保護者
 印

柏 幼稚園 御中

治療済届	

\_組 名前\_\_\_\_\_ 病名

上記の病気を治療しておりましたが全快し、登園しても差し支えがないと医師から認められましたので、お届けします。

 平成
 年
 月
 日

 保護者
 印

柏 幼稚園 御中

## 学校伝染病と出席停止(学校保健安全法施行規則第19条)

病名	出席停止期間	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	
百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで	
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、か つ全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水 痘 (みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2 日を経過 するまで。	

(平成24年4月1日変更)

伝染性紅斑 (リンゴ病) と手足口病は、原則として登園してもよろしいのですが、発疹の程度、全身状態 (発熱、全身倦怠、関節痛、口内炎など) によっては、お休みをお願いする場合があります。

伝染性膿痂疹(とびひ)では、顔、四肢、手足など肌が触れる部位に病巣がある場合、その部位を覆うなど処置をして下さい。症状があまりにもひどい場合には、お休みをお願いすることもあります。

詳細は、かかりつけの先生に相談し、その先生の指示に従って下さい。

